

長野県石油商業組合北信支部に対する排除措置命令、同支部の支部員に対する課徴金納付命令等について

令和7年11月26日
公正取引委員会

公正取引委員会は、本日、後記第1のとおり、独占禁止法の規定に基づき、長野県石油商業組合北信支部（以下「北信支部」という。）に対し排除措置命令を、北信支部の支部員（以下「支部員」という。）のうち17社（以下「17社」という。）に対し課徴金納付命令を行った。

本件は、北信支部が、長野県北信地区^(注1)における特定揮発油^(注2)の販売分野に関して、独占禁止法第8条（同条第1号（事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限））の規定に違反する行為を行い、17社が、当該違反行為の実行としての事業活動を行っていたものである。

また、後記第2のとおり、北信地区において特定揮発油の販売を行っている、支部員ではない事業者3名（以下「非支部員3名」という。）に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するおそれがある行為が認められたことから、警告を行った。

さらに、後記第3のとおり、長野県石油商業組合（以下「長野県石商」という。）に対し、申入れを行った。

(注1) 「北信地区」とは、長野市、長野県須坂市、同県中野市、同県飯山市、同県千曲市、同県埴科郡坂城町、同県上高井郡小布施町、同郡高山村、同県下高井郡山ノ内町、同郡木島平村、同郡野沢温泉村、同県上水内郡信濃町、同郡小川村、同郡飯綱町及び同県下水内郡栄村の区域をいう。

(注2) 「特定揮発油」とは、北信地区に所在する給油所において給油される揮発油^(注3)（高速道路上で運営される給油所において給油されるもの並びに掛け売り^(注4)及び発券店値付け^(注5)の形態で給油されるものを除く。）をいう。

(注3) 「揮発油」とは、レギュラーガソリン及びハイオクガソリンをいう。

(注4) 「掛け売り」とは、揮発油について、給油所を運営する事業者が、事前に需要者との間で取り決めた販売価格で、一定の期日に対価の支払を受けることを約して販売し、給油する取引形態をいう。

(注5) 「発券店値付け」とは、揮発油について、「発券店値付けカード」等と称するカードを発券した事業者が、当該カードを提示する需要者に対して、当該事業者が定めた販売価格で販売し、当該カードを取り扱う他の事業者が給油を代行し、又は、当該カードを発券した事業者が自ら給油する取引形態をいう。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局審査局第二審査 電話 03-3581-3384（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

第1 排除措置命令及び課徴金納付命令

1 違反事業者の概要（課徴金納付命令の対象事業者及び課徴金額等は、別表1のとおり）

名 称	長野県石油商業組合北信支部
所 在 地	長野市高田655番地6
代 表 者	支部長 吉田 和生
課 徴 金 額	1億1658万円（課徴金納付命令対象事業者17社の総額）

2 違反行為の概要（詳細は別添排除措置命令書参照）

北信支部は、かねてから、北信支部内において、支部員が販売する特定揮発油について、その販売価格の改定額及び改定期（以下「改定額等」という。）の調整を行っていたところ、遅くとも令和6年12月16日頃以降、支部員間での価格競争を回避し、支部員の利益を確保するため、支部員が販売する特定揮発油について、その販売価格の改定額等を決定し、支部員に対し、当該決定に基づいて特定揮発油の販売価格の改定を実施させる旨の基本方針の下に

(1) 支部長が、燃料油補助金^(注6)の減額状況や石油元売会社による揮発油の仕切価格の変動状況等を踏まえ、支部員が販売する特定揮発油について、その販売価格の改定額等を決定する

(2) 前記(1)の決定内容について、支部長が副支部長に連絡し、副支部長は自身が担当する地区の地区長に連絡し、地区長は自身が担当する地区の支部員に連絡するなどして、支部員に周知する

ことにより、支部員に対し、前記(1)の決定に基づいて特定揮発油の販売価格の改定を実施させていた。

これにより、北信支部は、特定揮発油の販売分野における競争を実質的に制限していた。

(注6) 「燃料油補助金」とは、揮発油、軽油、灯油、重油及び航空機燃料の卸価格の上昇及び小売価格の急騰を抑えるため、国の燃料油価格激変緩和対策事業として、令和4年1月27日に、石油元売会社に対する支給が開始された補助金をいう。

3 排除措置命令の概要

(1) 北信支部は、次の事項を、役員会において決議しなければならない。

ア 前記2の基本方針が消滅していることを確認すること

イ 今後、支部員が販売する特定揮発油について、その販売価格の改定額等を決定せず、当該改定額等は支部員がそれぞれ自主的に決めること

(2) 北信支部は、前記(1)に基づいて採った措置を、支部員に通知するとともに、特定揮発油の需要者に周知しなければならない。これらの通知及び周知の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(3) 北信支部は、今後、支部員が販売する特定揮発油について、その販売価格の改定額等を決定してはならない。

(4) 北信支部は、前記(1)及び(2)に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

4 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者17社は、令和8年6月29日までに、それぞれ別表1の「課徴金額」欄記載の額（総額1億1658万円）を支払わなければならない。

第2 警告

1 警告の相手方

別表2のとおり（非支部員3名）

2 警告の概要

- (1) 遅くとも令和6年12月19日頃以降令和7年2月4日頃までの間、非支部員3名は、継続的に、支部員から特定揮発油の販売価格の改定額等の情報を入手し、その情報を踏まえて、それぞれが販売する特定揮発油の販売価格の改定額等を決定していた疑いがある。
- (2) 非支部員3名らによる前記(1)の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し同法第3条の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、非支部員3名に対し、今後、前記(1)と同様の行為を行わないよう警告した。

第3 長野県石商に対する申入れ

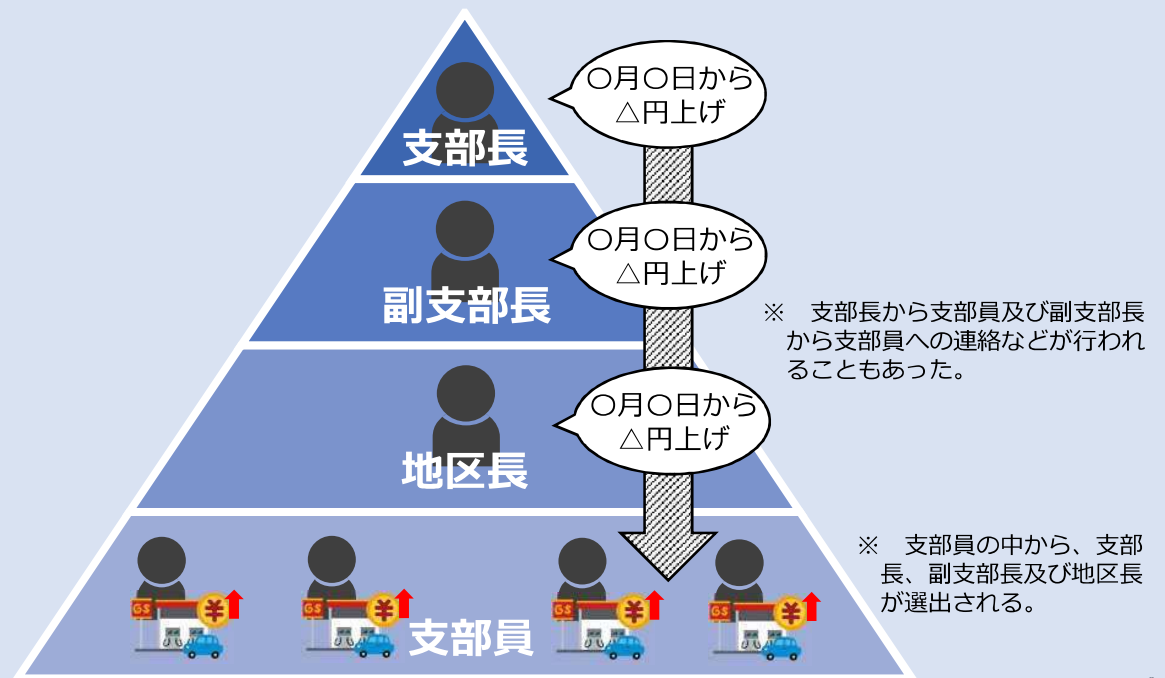
本件審査の過程において、北信支部の支部長が、長野県石商の職員に対し、特定揮発油等の販売価格の改定額等を、その決定の都度報告し、当該職員は、当該改定額等を長野県石商の役員に共有していた事実が認められた。

この行為は、長野県石商が、北信支部において支部員が販売する特定揮発油について、北信支部がその販売価格の改定額等を決定し、支部員に対し、当該決定に基づいて特定揮発油の販売価格の改定を実施させる行為が行われていたことを認識していたにもかかわらず、当該行為を取りやめさせることなく、事実上、容認していたものであると認められる。

よって、公正取引委員会は、長野県石商に対し、今後、長野県石商が独占禁止法違反行為を容認することがないように、また、長野県石商及び長野県石商の各支部で前記第1の2の独占禁止法違反行為と同様の行為が行われることがないように、①前記第1の3の排除措置命令の内容について、長野県石商の役員、職員及び組合員に周知すること、②独占禁止法の遵守についての行動指針を作成し長野県石商の役員、職員及び組合員に周知徹底すること、及び③長野県石商の役員、職員及び組合員を対象とする独占禁止法の遵守についての定期的な研修を実施することを申し入れた。

長野県石油商業組合北信支部に対する排除措置命令、同支部の支部員に対する課徴金納付命令等について（概要）

1 長野県石油商業組合北信支部の違反行為の概要



基本方針

<遅くとも令和6年12月16日頃以降>
 支部員間での価格競争を回避し、支部員の利益を確保するため、
北信支部として、支部員が販売する特定揮発油の販売価格の改定額等を決定し、支部員に対し、当該決定に基づいて特定揮発油の販売価格の改定を実施させる。

特定揮発油の販売分野における競争を実質的に制限

- ◎ 北信支部に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令
- ◎ 北信支部による違反行為の実行としての事業活動を行った支部員に対し、独占禁止法の規定に基づき課徴金納付命令

特定揮発油とは…

北信地区の給油所で給油されるレギュラーガソリン及びハイオクガソリン
 （高速道路上で運営される給油所で給油されるもの並びに掛け売り及び発券店値付けの形態で給油されるものを除く。）

2 非支部員に対する警告の概要

- ・ 非支部員3名は、継続的に、支部員から特定揮発油の販売価格の改定額等の情報を入手し、その情報を踏まえて、それぞれが販売する特定揮発油の販売価格の改定額等を決定していた疑い
- ・ 非支部員3名に対し、今後、同様の行為を行わないよう警告

3 長野県石油商業組合に対する申入れの概要

- ・ 長野県石油商業組合は、北信支部において上記1の行為が行われていたことを認識していたにもかかわらず、事実上、容認していた
- ・ 長野県石油商業組合に対し、独占禁止法の遵守についての行動指針の作成並びに長野県石油商業組合の役員、職員及び組合員を対象とする独占禁止法に関する定期的な研修を実施すること等について申入れ

長野県全域において
 法令遵守を図るよう
 申入れ

課徴金納付命令の対象事業者及び対象事業者ごとの課徴金額

別表 1

番号	事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	課徴金額	課徴金減免制度の適用		
					申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率	
1	株式会社高見澤 (9100001001879)	長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14	代表取締役 高見澤 秀茂	3731万円	—	—	—
2	株式会社東日本宇佐美 (6010601030604)	東京都文京区本郷二丁目22番2号	代表取締役 高橋 智幸	2738万円	—	—	—
3	サンリン株式会社 (4100001014423)	長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地3	代表取締役 百瀬 久志	858万円	—	—	—
4	相馬商事株式会社 (3100001007295)	長野県佐久市野沢1番地	代表取締役 相馬 美穂	842万円	—	—	—
5	北信米油株式会社 (5100001003111)	長野市柳原2551番地	代表取締役 近藤 和彦	578万円	—	—	—
6	株式会社E N E O S ウイング (6180001016088)	名古屋市中区栄三丁目6番1号	代表取締役 大石 和宏	544万円	30%	10%	20%
7	株式会社本久 (7100001003539)	長野市桐原一丁目3番5号	代表取締役 加藤 章	401万円	—	—	—
8	株式会社カワネン (6100001000693)	長野市稲里町下氷鉋499-3	代表取締役 北澤 雅博	376万円	—	—	—
9	太陽鉱油株式会社 (2010001085120)	東京都中央区日本橋人形町三丁目8番1号TT-2ビルディング6階	代表取締役 八田 哲也	287万円	—	—	—
10	株式会社佐藤商店 (1100001005540)	長野県須坂市大字八町2209番地1	代表取締役 佐藤 道雄	201万円	—	—	—
11	吉田興産株式会社 (5100001003697)	長野市中御所五丁目1番18号	代表取締役 北川 正一	201万円	—	—	—
12	株式会社武重商会 (5100001009926)	長野県上田市常田二丁目20番26号	代表取締役 武重 守昌	183万円	—	—	—
13	渡辺商事株式会社 (2100001003766)	長野市篠ノ井御幣川1128番地の1	代表取締役 渡辺 英祐	170万円	—	—	—
14	中野アポロ株式会社 (7100001012110)	長野県中野市大字吉田280番地2	代表取締役 山田 健治	166万円	—	—	—
15	株式会社花岡 (2100001002842)	長野市吉田四丁目14番15号	代表取締役 花岡 賢太郎	147万円	—	—	—
16	有限会社ヤマギシ (1100002009879)	長野県千曲市大字内川1288番地	取締役 山岸 克法	122万円	—	—	—
17	有限会社外村石油 (7100002008826)	長野県須坂市大字日滝2178番地	代表取締役 外村 修一郎	113万円	—	—	—
18	株式会社タカサワ (9100001001846)	長野市南千歳一丁目15番地3	代表取締役 高澤 曜宏	—	免除	免除	—
合計				17社 1億1658万円			

(注1) 表中「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が課徴金納付命令の対象事業者でないことを示している。

(注2) 表中「課徴金減免制度の適用」欄及び「申請の順位に応じた減免率」欄の「—」は、その事業者が課徴金減免制度の適用事業者でないことを示している。

(注3) 表中「事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率」欄の「—」は、その事業者が調査協力減算制度の適用事業者でないことを示している。

警告の対象事業者

別表2

番号	事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者
1	グリーン長野農業協同組合 (2100005001188)	長野市篠ノ井布施高田961番地2	代表理事 栗林 和洋
2	ジェイエイ・アップル株式会社 (8100001012076)	長野県中野市大字吉田519番地	代表取締役 佐々木 真
3	ながの農業協同組合 (8100005001208)	長野市大字中御所字岡田131番地14	代表理事 宮澤 清志

1 主な独占禁止法第8条第1号を適用した排除措置命令事案

件名 措置年月日	内容
平成27年(措)第1号 網走管内コンクリート製品協同組合に対する件 (平成27年1月14日)	特定コンクリート二次製品について、需要者ごとに契約予定者として組合員等のうち1社を割り当て、その販売価格に係る設計価格からの値引き率を制限する決定をしていた。
平成26年(措)第5号 一般社団法人吉川松伏医師会に対する件 (平成26年2月27日)	会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定し、会員に周知していた。

2 主な価格カルテルに関する警告事案

件名 公表年月日	内容
ホテルの運営事業者に対する件 (令和7年5月8日)	15社がそれぞれ運営するホテルは、相互に、毎月の客室稼働率、客室平均単価、販売可能な客室1室当たりの収益、将来の予約状況、将来の客室単価の設定方針等の情報を交換していた。
中部電力ミライズ株式会社及び東邦瓦斯株式会社に対する件 【家庭用の都市ガス等及びFIT制度による電気の買取期間満了後の電気の買取】 (令和6年3月4日)	<p>中部電力2社(中部電力株式会社(以下「中部電力」という。))及び中部電力ミライズ株式会社(以下「中部電力ミライズ」という。))※1)及び東邦瓦斯株式会社(以下「東邦瓦斯」という。))は、①東邦瓦斯の都市ガス供給区域における家庭用の都市ガス及び電気の小売供給に係る取引について話し合いを行い、その際、中部電力が東邦瓦斯に対して中部電力の料金より値下げしないことを求め、②中部電力の電気供給区域におけるFIT制度※2)による電気の買取期間満了後の電気の買取りに係る取引について話し合いを行い、その際、中部電力が東邦瓦斯に対して中部電力の買取価格よりも大幅に上回るものにならないことを求めて、同分野における競争を実質的に制限していた疑いがある。</p> <p>※1 中部電力ミライズは、令和2年4月1日に、中部電力から吸収分割により都市ガス及び電気の小売供給を行う事業を承継した者であり、中部電力は、同日以降、同事業を営んでいない。</p> <p>※2 再生可能エネルギーを用いて発電された電気を一定の期間及び価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。</p>

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

【定義】

第二条（略）

② この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

一 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である社団法人その他の社団

二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

③～⑤（略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨（略）

【私的独占又は不当な取引制限の禁止】

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

【排除措置】

第七条（略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から七年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四（略）

【課徴金】

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約であつて、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務の供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該事業者に対し、第一号から第三号までに掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額及び第四号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一～四（略）

②・③（略）

【不当な取引制限に係る課徴金の調査協力減算】

第七条の五 公正取引委員会は、前条第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者（以下この条において「報告等事業者」という。）から次の各号に掲げる行為についての協議の申出があつたときは、報告等事業者との間で協議を行うものとし、当該事実及び資料により得られ、並びに第一号に掲げる行為により報告し、又は提出する事実又は資料により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容その他の事情を考慮し

て、公正取引委員会規則で定めるところにより、報告等事業者との間で、報告等事業者が同号に掲げる行為をし、かつ、公正取引委員会が第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。

一・二 (略)

②～⑪ (略)

【事業者団体の禁止行為】

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

二～五 (略)

【排除措置】

第八条の二 (略)

② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

③ (略)

【事業者団体の構成事業者に対する課徴金及び課徴金の減免】

第八条の三 第二条の二（第十四項を除く。）、第七条の二、第七条の四（第四項第二号及び第三号を除く。）、第七条の五、第七条の六並びに第七条の八第一項、第二項及び第六項の規定は、第八条第一号（不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。）又は第二号（不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。）の規定に違反する行為が行われた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(中略)

第七条の二第一項各号列記以外の部分	事業者が	事業者団体が
	事業者に	事業者団体の特定事業者に

(中略)

第七条の五第一項各号列記以外の部分	行つた事業者	行つた特定事業者
	報告等事業者	特定報告等事業者

(略)

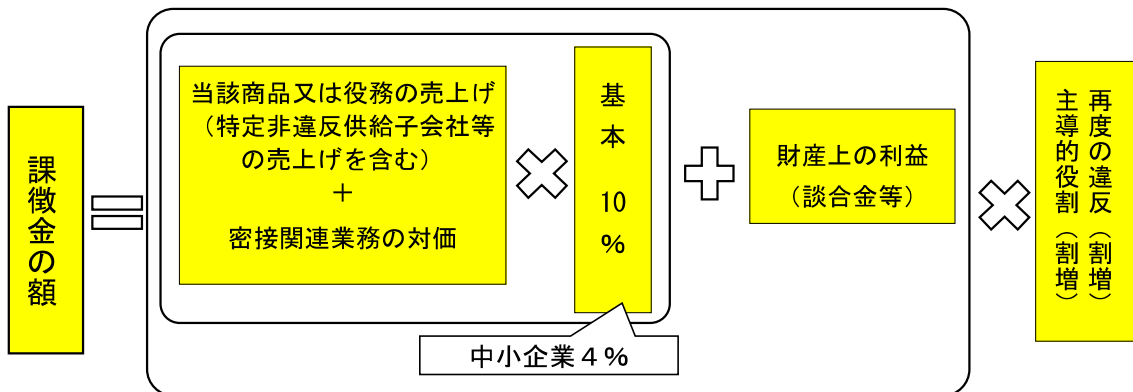
4 課徴金制度の概要

(1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者団体がカルテル・談合をした場合、当該事業者団体の構成員（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。以下「特定事業者」という。）に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2第1項、第8条の3）。

(2) 課徴金額の計算

カルテル・談合の実行期間中の特定事業者及びその特定非違反供給子会社等の対象商品又は役務の売上額又は購入額及び違反行為の実行期間における密接関連業務^(注1)の対価の額に相当する額を基に、特定事業者の規模に応じて定められた課徴金算定率を乗じた額と違反行為の実行期間において得た談合金等^(注2)に相当する額を合計して計算する^(注3)。また、再度の違反^(注4)又は主導的役割^(注5)のいずれかに該当する場合には、合計して計算された額を5割増しとし、いずれにも該当する場合には合計して計算された額を10割増しとする。



(注1) 対象商品又は役務の供給の全部又は一部を行わないことを条件として行う、商品又は役務の供給であって、他の違反行為者等が対象商品・役務を供給するために必要とされるもの。

(注2) 対象商品又は役務を供給しないこと等に関して得た財産上の利益（第7条の2第1項第4号、第8条の3）。

(注3) 課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第1項ただし書、第8条の3）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第7条の8第2項、第8条の3）。

(注4) 「再度の違反」の割増しは、調査開始日から遡り10年以内に、①課徴金納付命令等を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、②その完全子会社が課徴金納付命令等（当該命令等の日以後において完全子会社の関係にある場合に限る。）を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、③合併、事業譲渡又は事業分割の相手方である事業者が課徴金納付命令等を受けた事業者（当該合併、事業譲渡又は事業分割の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、に対して適用される。ただし、調査開始日から遡り10年以内に受けた課徴金納付命令が確定していない場合はこの限りではない（第7条の3第1項）。

(注5) 「主導的役割」の割増しは、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（第7条の3第2項）。

(3) 課徴金減免制度及び調査協力減算制度

事業者団体の特定事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（第7条の4第1項～第3項、第8条の3）。

また、課徴金減免制度による課徴金額の減免に加えて、調査協力減算制度の適用を受ける特定事業者については、特定事業者の協力が事件の真相解明に資する程度に応じ、課徴金額が減算される^(注1・2)（第7条の5第1項～第3項、第8条の3）。

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率		事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率 (調査協力減算制度)		適用される減免率
前	1位	全額免除	+	(注3)	=	全額免除
	2位	20%				最大60%
	3~5位	10%		最大50%		
	6位以下	5%		最大45%		
最大3社 (注4)	10%	最大30%				
後	上記以下	5%	最大20%	最大25%		

- (注1) 報告した事実又は提出した資料に虚偽の内容が含まれていたなど減免失格事由に該当する場合は、課徴金の減免を受けることはできない(第7条の6、第8条の3)。
- (注2) 一定の要件を満たす場合は、同一企業グループ内の複数の事業者による共同の報告が認められ、共同の報告を行った全ての事業者に同一順位が割り当てられる(第7条の4第4項、第8条の3)。
- (注3) 調査開始日より前に1番目に課徴金減免申請をした事業者は、調査協力減算制度の対象とはならない。
- (注4) 調査開始日以後の申請者のうち3番目以内であり、調査開始日前及び調査開始日以後の申請者のうち5番目以内である場合に限る。

令和7年（措）第14号

排 除 措 置 命 令 書

長野市高田655番地6

長野県石油商業組合北信支部

同代表者 支部長 吉 田 和 生

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第8条の2第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由、別紙1及び別紙2中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 長野県石油商業組合北信支部（以下「北信支部」という。）は、次の事項を、役員会において決議しなければならない。
 - (1) 北信支部に所属する長野県石油商業組合の組合員（以下「支部員」という。）が販売する、別紙1記載の揮発油（以下「特定揮発油」という。）について、その販売価格の改定額及び改定時期（以下「改定額等」という。）を決定し、支部員に対し、当該決定に基づいて特定揮発油の販売価格の改定を実施させる旨の基本方針が消滅していることを確認すること
 - (2) 今後、支部員が販売する特定揮発油について、その販売価格の改定額等を決定せず、当該改定額等は支部員がそれぞれ自主的に決めること
- 2 北信支部は、前項に基づいて採った措置を、支部員に通知するとともに、特定揮発油の需要者に周知しなければならない。これらの通知及び周知の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 北信支部は、今後、支部員が販売する特定揮発油について、その販売価格の改定額等を決定してはならない。

- 4 北信支部は、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

ア 北信支部は、昭和38年4月18日に中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づいて設立された長野県石油商業組合の支部であり、肩書地に事務所を置き、北信地区において石油製品の販売業を営む長野県石油商業組合の組合員で構成されており、支部員数は、令和7年2月5日現在71名である。

イ 北信支部は、長野県石油商業組合の事務を処理するほか、支部員から支部会費を徴収し、同組合とは別に事業計画及び予算を策定して、揮発油の市況対策を行うなど独自の事業活動を行い、支部員の共通の利益の増進を図っている。

ウ 北信支部は、役員として支部長、副支部長及び地区長を置くとともに、意思決定機関として総会及び役員会を置いている。

エ 北信支部の支部長（以下「支部長」という。）は、北信支部を代表する立場として、北信支部の業務全般を統括している。

オ 北信支部は、北信地区を九つの地区に分け、北信支部の副支部長（以下「副支部長」という。）に1又は複数の地区の事務を、また、北信支部の地区長（以下「地区長」という。）に各地区の事務を、それぞれ処理させている。

(2) 特定揮発油の販売シェア

支部員の特定揮発油の販売金額の合計は、特定揮発油の総販売金額の過半を占めていた。

2 支部員が販売する特定揮発油の販売価格の改定額等を制限する基本方針及び実施方法

北信支部は、かねてから、北信支部内において、支部員が販売する特定揮発油について、その販売価格の改定額等の調整を行っていたところ、遅くとも令和6年12月16日頃以降、支部員間での価格競争を回避し、支部員の利益を確保するた

め、支部員が販売する特定揮発油について、その販売価格の改定額等を決定し、支部員に対し、当該決定に基づいて特定揮発油の販売価格の改定を実施させる旨の基本方針の下に

- (1) 支部長が、燃料油補助金の減額状況や石油元売会社による揮発油の仕切価格の変動状況等を踏まえ、支部員が販売する特定揮発油について、その販売価格の改定額等を決定する
- (2) 前記(1)の決定内容について、支部長が副支部長に連絡し、副支部長は自身が担当する地区の地区長に連絡し、地区長は自身が担当する地区の支部員に連絡するなどして、支部員に周知する

ことにより、支部員に対し、前記(1)の決定に基づいて特定揮発油の販売価格の改定を実施させていた。

3 実施状況

支部員は、おおむね、前記2(1)の決定に基づき、特定揮発油の販売価格を改定していた。

4 前記2の基本方針の消滅

令和7年2月5日、長野市内の給油所間で揮発油の販売価格が調整されている疑いがある旨の報道が行われ、これを契機として、支部長は、前記2の基本方針の下で行っていた特定揮発油の販売価格の改定額等の決定及びその決定内容の支部員に対する周知を取りやめることとし、同日以降、これを副支部長らに通知した。そして、同日以降、北信支部は、前記2の基本方針に基づく行為を行っていない。このため、同日以降、前記2の基本方針は事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、北信支部は、独占禁止法第2条第2項に規定する事業者団体に該当するところ、支部員が販売する特定揮発油について、その販売価格の改定額等を決定し、支部員に対し、当該決定に基づいて特定揮発油の販売価格の改定を実施させる旨の基本方針により、特定揮発油の販売分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第8条第1号に該当し、独占禁止法第8条の規定に違反するものである。このため、北信支部は、独占禁止法第8条の2第2項において準用する独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者である。また、違反行為が行われなくなったことが報道を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、北信支部に対し、独占禁止法第8条の2第2項の規定に基づき、主文の

とおりに命令する。

令和7年11月26日

公正取引委員会

委員長 茶谷 栄治

委員 三村 晶子

委員 青木 玲子

委員 吉田 安志

委員 泉水 文雄

別紙 1

北信地区に所在する給油所において給油される揮発油（高速道路上で運営される給油所において給油されるもの並びに掛け売り及び発券店値付けの形態で給油されるものを除く。）

別紙 2

番号	用語	定義
1	北信地区	長野市、長野県須坂市、同県中野市、同県飯山市、同県千曲市、同県埴科郡坂城町、同県上高井郡小布施町、同郡高山村、同県下高井郡山ノ内町、同郡木島平村、同郡野沢温泉村、同県上水内郡信濃町、同郡小川村、同郡飯綱町及び同県下水内郡栄村の区域
2	揮発油	レギュラーガソリン及びハイオクガソリン
3	掛け売り	揮発油について、給油所を運営する事業者が、事前に需要者との間で取り決めた販売価格で、一定の期日に対価の支払を受けることを約して販売し、給油する取引形態
4	発券店値付け	揮発油について、「発券店値付けカード」等と称するカードを発券した事業者が、当該カードを提示する需要者に対して、当該事業者が定めた販売価格で販売し、当該カードを取り扱う他の事業者が給油を代行し、又は、当該カードを発券した事業者が自ら給油する取引形態
5	燃料油補助金	揮発油、軽油、灯油、重油及び航空機燃料の卸価格の上昇及び小売価格の急騰を抑えるため、国の燃料油価格激変緩和対策事業として、令和4年1月27日に、石油元売会社に対する支給が開始された補助金